

(令和4) 協会けんぽ 2022年度決算のお知らせ

2022年度の 決算の ポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、**収支差は4,319億円**となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算 医療分

収入	11兆3,093億円 (+1,813億円)
支出	10兆8,774億円 (+ 486億円)
収支差	4,319億円 (+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円 (+4,319億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

支出
約10.9兆円

収入
約11.3兆円

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.2%
協会事務費 0.9%
その他の支出 1.0%

国からの補助金 11.0%
その他の収入 0.2%

2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。



\\事業主様及びご担当者様// **令和5年度**

被扶養者状況リストご提出のお願い

協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。令和5年度につきましては、**下記のとおり実施いたします。**

提出期限 **令和5年**

12月8日金

送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて事業主様へ順次送付

確認の対象となる方

令和5年4月1日時点で18歳以上の被扶養者

※事業所様に対象者がいない場合はお送りいたしません。

確認方法

対象者の被扶養者資格をご確認いただき、「被扶養者状況リスト」に確認結果をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合は**事実を証明する書類の提出**をお願いいたします。



- 被保険者と別居している被扶養者
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者
→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、「被扶養者状況リスト」に同封の被扶養者調書兼異動届と該当する方の被保険者証を添えて協会けんぽへご提出をお願いいたします。



令和4年度の実績

扶養解除者数 約7.8万人

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約9億円

被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細はお送りする「被扶養者状況リスト」をご確認ください。



退職された方

扶養からはずれた方

速やかに保険証の回収を

退職日の翌日・扶養からはずれた日以降は保険証を使用できません

誤って保険証を使ってしまうと、協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7~8割)を返納いただくこととなりますのでご注意ください。

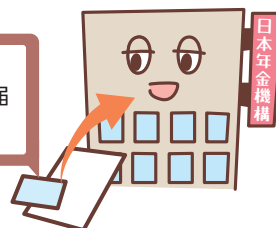
保険証の誤使用を防ぐために速やかな回収と返却にご協力をお願いいたします。



日本年金機構へ提出する (広域事務センター)

- 被保険者資格喪失届
または被扶養者(異動)届
- 保険証

※電子申請の場合も、必ず保険証のご提出が必要です。



 **全国健康保険協会 愛知支部**
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送をご利用ください。
郵便番号と宛名のみでOK!

 **052-856-1490** (代表)

受付時間 8:30~17:15 土・日・祝日・年末年始を除く